

# 自転車交通安全教室 解説マニユアル



## 【中学生向け教材】

中学生の皆さんへ!!

**小学生と中学生では、自転車のルールやあなたの責任が大きく変わります!**

制作 道路局 総務部 交通安全・自転車政策課 (TEL.671-2323)

中学生になった皆さんは、自転車を使うときは、「おとな」と同じ扱いになります。12歳までは通行が認められていた歩道は、基本的に通行できなくなります。ルール違反や事故をしてしまったときは、あなた自身が責任を持って対応しなければいけません。小学生が、中学生になって、何が、どう変わるのか、しっかり学んでおきましょう。

**小学生だったいままでは...**

**中学生になったこれからは...**

**道路の通行場所**

歩道の通行が認められていました。歩道でなく、「車道」の通行が基本です。

**講習の受講**

繰り返しの違反をしても、講習を受ける義務はなし。危険な行為を繰り返した場合、講習を受ける義務が発生します。

**事故を起こしたときの責任**

子どもが起こした事故は、保護者の監督責任に。事故を起こせば、あなた自身が罪に問われたり、賠償責任が発生します。

道路を使う人の中で、弱い立場として守られてきました。クルマやバイクと同じ強い立場として、責任を持って乗りましょう。

例えば、自転車で事故を起こしてしまった時の責任は...?

【賠償額約5,000万円!携帯電話を操作していた女子高生による自転車事故】

横浜市内で、無灯火で携帯電話を操作していた女子高生の自転車が、歩行中の看護婦女性に衝突し、被害を受けた女性は、歩行困難となり、腫れ失うことになりました。結果、平成17年11月26日に、この女子高生に対し、約5,000万円の賠償が申し込まれました。自転車事故を起こすと、大きな責任が発生するので、

自分の安全と、まわりの安心をまもるための大人の自転車の乗り方は...

**自転車は、クルマやバイクと同じ「車両」。**

**走る場所は「車道の左側端」!!**

車道では、自転車もクルマも、全て「左側通行」。

交差点でも、原則通り「車道の左側端」を直進。右折のときは、一度曲進して直進してから、向きを変えてもう一度直進します。

注意 歩道通行は例外!

歩道通行は、もの①から③の特別な場合のみ認められます。歩行者最優先で通行してください!

①「普通自転車歩道通行可」の標識がついている区間

②13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者が運転する場合

③落石危険、道路工事などで車道左側の通行が著しく危険な場合

【通行方法】歩道の中央より「車道より」をゆっくり通る(徐行)。

なんとなく、こんな乗り方していませんか? 全て道路交通法違反です!!

歩道をすごいスピードで走る!!

原則是、車道の左側端を通行。歩道を通行して良い場合でも、常に「歩行者優先」!!

ながら運転!!

自転車を適切に操作できない「ながら運転」は禁止です。

無灯火運転!!

夜間はライトをつけないと、大変危険です!!

自転車の並道の禁止!!

横に並んで走ると、原則禁止!!

悪質な運転者は自転車運転講習の受講義務が!!

3年以内に2回以上危険な行為を繰り返した人が対象。

危険行為14項目とは?

①信号無視 ②通行禁止道路(場所)の通行 ③歩行者用道路での徐行運転 ④歩道通行や車道の右側通行等 ⑤踏切前で歩行者の通行妨害 ⑥踏切前への立ち入り ⑦交差点優先歩道等 ⑧右折時、直進車や左折車への通行妨害 ⑨踏切交差点安全進行義務違反等 ⑩踏切場所一帯の停止 ⑪歩道での歩行者最優先 ⑫制動装置不備の自転車の運転 ⑬踏切の横断 ⑭安全運転義務違反

保護者の義務

2019年10月1日から神奈川県で自転車保険の加入義務化!

保護者は、自転車を利用する子どもが対象となる自転車保険への加入が義務となります。子どもが起こした事故でも、高額な損害賠償責任が発生した事例があります。自転車を利用する家族全員で、自転車保険に加入しましょう。

ケガをさせた場合、自転車保険でひと安心!

相手の治療費は? 月の治療費は? 申し込み方法は?

1,000万円以上 2割負担 2割負担 1万円以内 1万円以内

中学生の皆さんへ！！

## 小学生と中学生では、自転車のルールやあなたの責任が大きく変わります！

制作 道路局 総務部 交通安全・自転車政策課 (TEL.671-2323)

自転車に乗るときは ヘルメットをかぶろう！



小学生になった皆さんは、自転車を使うときは、「おとな」と同じ扱いになります。

12歳までは通行が認められていた歩道は、基本的に通行できなくなります。

ルール違反や事故をしてしまったときは、あなた自身が責任を持って対応しなければいけません。

小学生が、中学生になって、何がどう変わるのか、しっかり学んでおきましょう。

小学生だった  
いままでは…



中学生になった  
これからは…



道路の通る場所

歩道の通行が認められていました。



12歳からは…

歩道でなく、「車道」の通行が基本です。



講習の受講

繰り返し違反をしても、講習を受ける義務はなし。



14歳からは…

危険な行為を繰り返した場合、講習を受ける義務が発生します。



事故を起こしたときの責任

子どもが起こした事故は、保護者の監督責任に。



14歳からは…

事故を起こせば、あなた自身が罪に問われたり、賠償責任が発生します。



道路を使う人の中で、弱い立場として守られてきました。



クルマやバイクと同じ強い立場として、責任を持って乗りましょう。

### 例えば、自転車で事故を起こしてしまった時の責任は…？

【賠償額約5,000万円！携帯電話を操作していた女子高生による自転車事故】  
横浜市内で、無灯火で携帯電話を操作していた女子高生の自転車事故が、歩行中の看護婦女性に衝突し、被害を受けた女性は、歩行困難となり、職も失うことになりました。結果、平成17年11月25日に、この女子高生に対し、約5,000万円の賠償が命じられました。自転車事故を起こすと、大きな責任が発生するのです。

自分の安全と、まわりの安心をまもるための大人の自転車の乗り方は…

快速サイクルプラン横浜

## ストーリー（伝えたいこと）

- 皆さん、普段自転車に乗っていますか？
- 最近でも、自転車と歩行者が衝突し、歩行者が亡くなってしまった事故が起きてます。
- そのとき自転車に乗っていた人への損害賠償は、5千万円とか、9千万円とか、すごい金額になったこともあります。
- 実は、中学生からは、自転車を使うときのルールが、大人と同じ扱いに変わります。
- 中学生になって、何が変わるのか、しっかりと学びましょう。

## 教える前に確認ください。

- 横浜市では、教える方が自転車ルールを学べるよう、「サイクルルールブック よこはま」を用意しています。
- ホームページでござー読んでください。



中学生の皆さんへ！！

**小学生と中学生では、自転車のルールやあなたの責任が大きく変わります！**

制作 道路局 総務部 交通安全・自転車政策課 (TEL.671-2323)

中学生になった皆さんは、自転車を使うときは、「おとな」と同じ扱いになります。  
 12歳までは通行が認められていた歩道は、基本的に通行できなくなりますし、ルール違反や事故をしてしまったときは、あなた自身が責任を持って対応しなければなりません。  
 小学生が、中学生になって、何が、どう変わるのか、しっかり学んでおきましょう。

小学生だったいままでは…

中学生になったこれからは…

道路の通る場所

歩道の通行が認められていました。

歩道でなく、「車道」の通行が基本です。

13歳からは…

講習の受講

繰り返し違反をしても、講習を受ける義務はなし。

危険な行為を繰り返した場合、講習を受ける義務が発生します。

14歳からは…

自転車運転者講習

事故を起こしたときの責任

子どもが起こした事故は、保護者の監督責任に。

事故を起こせば、あなた自身が罪に問われたり、賠償責任が発生します。

14歳からは…

私の不注意です、すみません。

道路を使う人の中で、弱い立場として守られてきました。

クルマやバイクと同じ強い立場として、責任を持って乗りましょう。

例えば、自転車で事故を起こしてしまった時の責任は…？

【賠償額約 5,000万円！携帯電話を操作していた女子高生による自転車事故】

横浜市内で、無灯火で携帯電話を操作していた女子高生の自転車が、歩行中の看護婦女性に衝突し、被害を受けた女性は、歩行困難となり、職も失うことになりました。結果、平成17年11月25日に、この女子高生に対し、約5,000万円の賠償が命じられました。自転車事故を起こすと、大きな責任が発生するのです。

自分の安全と、まわりの安心をまもるための大人の自転車の乗り方は…

## ストーリー（伝えたいこと）

- 1つ目は、道路の通る場所のルール。
- 12歳までの小学生は、道路交通法という法律の中で、**歩道をゆっくりと通ることが認められていました。**
- 13歳からは、**【車道の左側端】を通ることが基本となり、歩道を通ることは特別な場合以外できなくなります。**

【詳細は裏面で解説】

## 教える前に確認ください。

- ルールブックp6に、中学生でも、歩道通行が認められる条件が書いてあります。
- 車道を無理に通ると危険な場合には歩道通行が認められています。

# 表面：③違反者講習の受講

中学生の皆さんへ！！

小学生と中学生では、自転車のルールやあなたの責任が大きく変わります！

制作 道務局 総務部 交通安全・自転車政策課 (TEL.671-2323)

自転車に乗るときは ヘルメットをかぶろう！

中学生になった皆さんは、自転車を使うときは、「おとな」と同じ扱いになります。12歳までは通行が認められていた歩道は、基本的に通行できなくなりますし、ルール違反や事故をしてしまったときは、あなた自身が責任を持って対応しなければなりません。小学生が、中学生になって、何が、どう変わるのか、しっかり学んでおきましょう。

小学生だったいままでは…

中学生になったこれからは…

歩道の通行が認められていました。

歩道でなく、「車道」の通行が基本です。

繰り返しの違反をしても、講習を受ける義務はなし。

危険な行為を繰り返した場合、講習を受ける義務が発生します。

子どもが起こした事故は、保護者の監督責任に。

事故を起こせば、あなた自身が罪に問われたり、賠償責任が発生します。

道路を使う人の中で、弱い立場として守られてきました。

クルマやバイクと同じ強い立場として、責任を持って乗りましょう。

例えば、自転車で事故を起こしてしまった時の責任は…？

【賠償額約5,000万円！携帯電話を操作していた女子高生による自転車事故】

横浜市内で、無灯火で携帯電話を操作していた女子高生の自転車が、歩行中の看護婦女性に衝突し、被害を受けた女性は、歩行困難となり、職も失うことになりました。結果、平成17年11月25日に、この女子高生に対し、約5,000万円の賠償が命じられました。自転車事故を起こすと、大きな責任が発生するのです。

自分の安全と、まわりの安心をまもるための大人の自転車の乗り方は…

快速サイクルプラン横浜


### ストーリー（伝えたいこと）

- 2つ目は、交通違反をしたときの責任。
- 13歳までは、信号無視をしたり、一時停止しなかったり、悪質な違反を繰り返しても、注意を受けるだけです。
- ですが、14歳からは、何度も違反を繰り返す人は、警察から呼び出しがかかって、自転車運転者講習を受けなければなりません。

【詳細は裏面で解説】

### 教える前に確認ください。

- ルールブックp16に、悪質な違反として、【14の危険行為】を記載しています。
- 当たり前のルールですが、しっかり確認しておいてください。



# 表面：④事故を起こした時の責任

中学生の皆さんへ！！

小学生と中学生では、自転車のルールやあなたの責任が大きく変わります！

制作 道務局 総務部 交通安全・自転車政策課 (TEL.671-2323)

自転車に乗るときは ヘルメットをかぶろう！

中学生になった皆さんは、自転車を使うときは、「おとな」と同じ扱いになります。

12歳までは通行が認められていた歩道は、基本的に通行できなくなりますし、ルール違反や事故をしてしまったときは、あなた自身が責任を持って対応しなければいけません。

小学生が、中学生になって、何が、どう変わるのか、しっかり学んでおきましょう。

| 小学生だったいままでは…  | 中学生になったこれからは…   |
|---|---|
| <p><b>道路の通る場所</b></p> <p>歩道の通行が認められていました。</p> <p>歩道はゆっくり通るよ。</p> <p>12歳からは…</p> <p>歩道でなく、「車道」の通行が基本です。</p> <p>車道のルールを守って安全に！</p>  | <p>歩道でなく、「車道」の通行が基本です。</p> <p>危険な行為を繰り返した場合、講習を受ける義務が発生します。</p> <p>ルール違反だよ。ごめんごめん。</p> <p>14歳からは…</p> <p>自転車運転者講習</p> |
| <p><b>講習の受講</b></p> <p>繰り返し違反をしても、講習を受ける義務はなし。</p> <p>14歳からは…</p>   | <p>危険な行為を繰り返した場合、講習を受ける義務が発生します。</p> <p>自転車運転者講習</p>  |
| <p><b>事故を起こしたときの責任</b></p> <p>子どもが起した事故は、保護者の監督責任に。</p> <p>おけいこが…</p> <p>子どもの監督が不十分でした。</p> <p>14歳からは…</p> <p>事故を起こせば、あなた自身が罪に問われたり、賠償責任が発生します。</p> <p>私の不注意です。ごめんです。</p> | <p>事故を起こせば、あなた自身が罪に問われたり、賠償責任が発生します。</p> <p>私の不注意です。ごめんです。</p>  |
| <p>道路を使う人の中で、弱い立場として守られてきました。</p>   | <p>クルマやバイクと同じ強い立場として、責任を持って乗りましょう。</p>  |

例えば、自転車で事故を起こしてしまった時の責任は…？

【賠償額約5,000万円！携帯電話を操作していた女子高生による自転車事故】

横浜市内で、無灯火で携帯電話を操作していた女子高生の自転車が、歩行中の看護婦女性に衝突し、被害を受けた女性は、歩行困難となり、難も失うことになりました。結果、平成17年11月25日に、この女子高生に対し、約5,000万円の賠償が命じられました。自転車事故を起こすと、大きな責任が発生するのです。

自分の安全と、まわりの安心をまもるための大人の自転車の乗り方は…

快速サイクルプラン横浜

## ストーリー（伝えたいこと）

- 3つ目は、事故を起こした責任。
- 13歳までの子どものときは、もし自転車で歩行者をはねてけがをさせてしまっても、**保護者の監督責任**になっていました。
- でも、14歳からは、**あなた自身が罪に問われたり、責任を負う**ことになります。法律上は、保護者は守ってくれません。

## 教える前に確認ください。

- ルールブックの裏表紙に、自転車保険のことが書いてあります。
- チラシ裏面でも説明しますが、万が一のときの保険加入が重要なことを伝えます。

2019年10月1日から 神奈川県で自転車保険の加入義務化！

自転車保険、入ってますか？

神奈川県の安全で便利な利用のために実施する条例 (2019年4月1日施行)

自転車による交通事故による高額賠償額が発生してしまいます！

賠償額 **9,521万円**

自分や家族の自転車利用にあった保険に入りますか？

自転車保険の種類は様々です。自分や家族の自転車利用にあった保険に入ります！

自転車利用の保障 任意の保障 15万円付帯保障

任意の保障は、火災盗難、各種修理などの任意の保障の「個人賠償特約」の保障。賠償額は最高1年間の任意の保障の範囲内で適用されます。任意の保障は任意で加入することができます。

15万円付帯保障は、自転車や自転車の盗難に對する、次のような義務が定められています。

- 自転車を利用する子ども（未成年）が被害の対象となる自転車保険への加入義務
- 自転車の公道で適正な利用について必要な教育を行う努力義務
- 被害の軽減のため、財物、器物、手荷物等を奪取させる努力義務
- 賠償者（70歳以上）と同居する場合は、高齢者にヘルメットの着用を勧める等の努力義務

条例では、自転車の安全で便利な利用のために実施する条例 (2019年4月1日施行)

お問い合わせ先

神奈川県道務局 総務部 交通安全課 自転車対策室

〒220-8501 横浜市中区磯子1-1-1 TEL:045-671-2323 FAX:045-663-6668

E-mail: ok@kcnycity.jp

住所: 神奈川県 横浜 220-8501 (2019年4月1日)

中学生の皆さんへ!!

自転車に乗るときは ヘルメットをかぶろう!

## 小学生と中学生では、自転車のルールやあなたの責任が大きく変わります!

制作 道路局 総務部 交通安全・自転車政策課 (TEL.671-2323)



中学生になった皆さんは、自転車を使うときは、「おとな」と同じ扱いになります。  
12歳までは通行が認められていた歩道は、基本的に通行できなくなりますし、ルール違反や事故をしてしまったときは、あなた自身が責任を持って対応しなければいけません。  
小学生が、中学生になって、何が、どう変わるのか、しっかり学んでおきましょう。


|              |  |  |
|--------------|--|--|
| 道路の通る場所      | 歩道の通行が認められていました。<br><br>歩道はゆっくりに通るよ。                    | 12歳からは...<br><br>歩道でなく、「車道」の通行が基本です。                |
| 講習の受講        | 繰り返し違反しても、講習を受ける義務はなし。<br><br>ルール違反だよ。ごめんね。             | 14歳からは...<br><br>危険な行為を繰り返した場合、講習を受ける義務が発生します。      |
| 事故を起こしたときの責任 | 子どもが起こした事故は、保護者の監督責任に。<br><br>歩けなくって... 子どもの監督が不十分でした。 | 14歳からは...<br><br>事故を起こせば、あなた自身が罪に問われたり、賠償責任が発生します。 |

道路を使う人の中で、弱い立場として守られてきました。  クルマやバイクと同じ強い立場として、責任を持って乗りましょう。

例えば、自転車で事故を起こしてしまった時の責任は...?

【賠償額約5,000万円！携帯電話を操作していた女子高生による自転車事故】  
横浜市内で、無灯火で携帯電話を操作していた女子高生の自転車が、歩行中の看護婦女性に衝突し、被害を受けた女性は、歩行困難となり、職も失うことになりました。結果、平成17年11月25日に、この女子高生に対し、約5,000万円の賠償が命じられました。自転車事故を起こすと、大きな責任が発生するのです。

自分の安全と、まわりの安心をまもるための大人の自転車の乗り方は...



## ストーリー（伝えたいこと）

- 横浜市内でも、実際に女子高生が歩行者に追突し、歩行者が歩行困難となってしまいう事故がありました。
- この事故では、女子高生に対し、**約5,000万円の損害賠償**が発生しました。
- 相手に大きなけがをさせたり、死亡事故を起こせば、**これからの長い人生で、ずっと責任を果たし続けなければならない**のです。
- 事故を起こさないために、正しい自転車の乗り方を、しっかり学んでおきましょう。

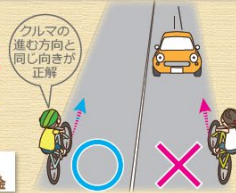
→【裏面へ】

## 自転車は、クルマやバイクと同じ「車両」。 走る場所は「車道の左側端」!!

車道では、  
自転車もクルマも、  
全て「左側通行」。

車道の一番左側端を、  
クルマやバイクと同じ  
向きに通行します。

違反すると...  
3か月以内の懲役  
又は5万円以下の罰金



交差点でも、  
原則通り「車道の  
左側端」を直進。

右折のときは、一度  
直進して戻ってから、  
向きを変えてもう一度  
戻ります。

違反すると...  
3か月以内の懲役  
又は5万円以下の罰金



### 注意 歩道通行は例外!

歩道通行は、右の①から  
③の特別な場合のみ認め  
られます。歩行者最優先  
で通行すること!



【通行方法】歩道の中央より「車道寄り」をゆっくり通る（徐行）。

## なんとなく、こんな乗り方していませんか？ 全て道路交通法違反です!!

歩道を  
すごいスピードで走る!!  
原則は、車道の左側端を通行。  
歩道を通行して良い場合でも、  
常に「歩行者優先」!!

違反すると...  
3か月以内の懲役  
又は5万円以下の罰金



ながら運転!!  
自転車を適切に操作できない  
「ながら運転」は禁止です。

違反すると...  
3か月以内の懲役  
又は5万円以下の罰金



無灯火運転!!  
夜間はライトをつけないと、  
大変危険です!!

違反すると...  
5万円以下の罰金



自転車の並進の禁止!!  
横に並んで走るとは、原則禁止!!

違反すると...  
2万円以下の罰金  
又は料料



## 悪質な運転者は自転車運転講習の受講義務が!!

3年以上に  
2回以上、  
危険な行為を  
繰り返した人が対象。

自転車の取り締まりが強化され、  
3年以内に2回以上、危険行為  
14項目の違反を繰り返した人は、  
安全運転に関する講習の受講が  
義務付けられています。

違反すると...  
受講命令に応じない場合、  
5万円以下の罰金

危険行為14項目とは?

- ① 信号無視
- ② 通行禁止道路（場所）の通行
- ③ 歩行者用道路での徐行
- ④ 歩道通行や車道の右側通行等
- ⑤ 路側帯での歩行者の通行妨害
- ⑥ 道路脇への立ち入り
- ⑦ 交差点優先車転換等
- ⑧ 右折時、直進車や左折車への通行妨害
- ⑨ 危険交差点安全進行義務違反等
- ⑩ 指定場所一時不停止
- ⑪ 歩道での歩行者妨害等
- ⑫ 制動装置不備の自転車の運転
- ⑬ 危険な運転
- ⑭ 安全運転義務違反

## 保護者の皆様 2019年10月1日から 神奈川県で自転車保険の 加入義務化!

保護者は、自転車を利用する子どもが  
対象となる自転車保険への加入が義務  
となります。子どもが起こした事故で  
も、高額な損害賠償責任が発生した事  
例があります。自転車を利用する家族  
全員で、自転車保険に加入しましょう。

ケガをさせた時も、自転車保険でひと安心!

|                         |                      |                        |
|-------------------------|----------------------|------------------------|
| 相手への賠償金? 1,000万円から2億円まで | 相手の治療費? ワンコインから5万円まで | 申し込み方法? 代理店・WEB・ケータイから |
|-------------------------|----------------------|------------------------|

## ストーリー（伝えたいこと）

- 一番大事なことは「自転車は車両である」こと、「車道の左側端を通る」ことです。
- 逆走は絶対に禁止。正しく運転している自転車やクルマと正面衝突する危険があります。
- 違反すれば、罰則が3か月以内の懲役、又は、5万円以下の罰金となっています。

## 教える前に確認ください。

- ルールブックp3に、自転車レーンがある場合、歩道が無い場合などの状況に合わせた、自転車の通行ルールが書いてあります。

# 裏面：①自転車の通行場所（補足）

**自転車は、クルマやバイクと同じ「車両」。**  
走る場所は「**車道の左側端**」!!

車道では、自転車もクルマも、全て「**左側通行**」。  
クルマの進む方向と同じ向きが正解  
車道の一帯左側端を、クルマやバイクと同じ向きに通行します。

違反すると 3か月以内の懲役 又は5万円以下の罰金

交差点でも、原則通り「**車道の左側端**」で進む。  
右折のときは、一度直進して戻ってから、向きを変えてもう一度直進します。

違反すると 3か月以内の懲役 又は5万円以下の罰金

右折は二段階で  
左折レーンでも、左側端を直進できるよ!

交差点も左側を通行

注意 歩道通行は例外!  
歩道通行は、右の①から③の特別な場合のみ認められます。歩行者最優先で通行すること!

①「普通自転車歩道通行可」の標識がついている区間  
②13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者が運転する場合  
③路上駐車、道路工事などで車道の左側端の通行が著しく危険な場合

「通行方法」歩道の中央より「**車道より**」をゆっくり通る（徐行）。

なんとなく、こんな乗り方していませんか？ 全て**道路交通法違反**です!!

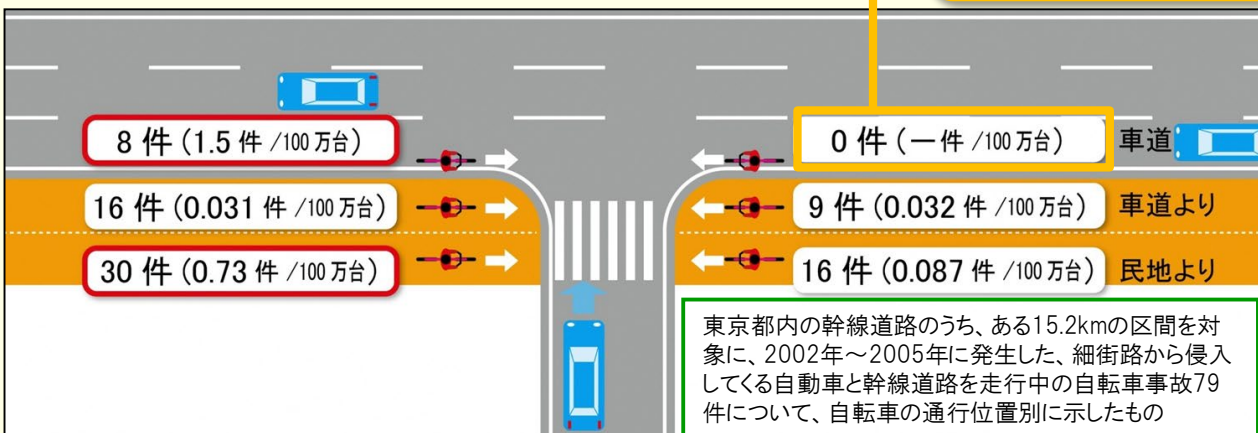
歩道をすこいスピードで走る!!  
原則は、車道の左側端を通行。歩道を通行して良い場合でも、常に「歩行者優先」!!

ながら運転!!  
自転車を適切に操作できない「ながら運転」は禁止です。

違反すると 3か月以内の懲役

## コラム「車道の左側を通行するメリットは？」

- **車からの視認性が高く、事故にあいにくい**  
車道を走る自転車は自動車からの視認性も高く交差点での出会いがしらの事故に最もあいにくいというデータがあります。
- **歩行者との事故を防げる**  
歩道は、子供からお年寄りまで様々な人が歩いています。歩行者をよけながらスピードを出すのは大変危険です。
- **段差や障害物が無いため走りやすい**  
段差や植え込みなどの障害物がなく、道も車両用に整備されていて走りやすいです。



ドライバーが交差点を出るときは、**車道の左側を通行する車両に特に注意**します！  
**車道の右側や歩道を通行する自転車には気づきにくい**のです。

出典：自転車事故発生状況の分析(土木技術資料 Vol51 No4,2009金子正洋 他)



# 裏面：②交差点の渡り方

自転車は、クルマやバイクと同じ「車両」。走り場所は「車道の左側端」!!

車道では、自転車もクルマも、全て「左側通行」。クルマの進む方向と同じ向きが正解。車道の一帯左側端を、クルマやバイクと同じ向きに通行します。

罰則  
3か月以内の懲役  
又は5万円以下の罰金



交差点でも、原則通り「車道の左側端」を直進。右折のときは、一度直進して渡ってから、向きを変えてもう一度渡ります。

罰則  
3か月以内の懲役  
又は5万円以下の罰金



注意 歩道通行は例外!

①「普通自転車歩道通行可」の標識がついている区間

②13歳未満の子どもの、70歳以上の高齢者が運転する場合

③路上駐車、道路工事などで車道の左側端の通行が著しく危険な場合



【通行方法】歩道の中央より「車道寄り」をゆっくり通る（徐行）。

なんとなく、こんな乗り方していませんか？ 全て道路交通法違反です!!

歩道をすいスピードで走る!!  
原則は、車道の左側端を通行。歩道を通行して良い場合でも、常に「歩行者優先」!!



罰則  
3か月以内の懲役  
又は5万円以下の罰金

ながら運転!!  
自転車を適切に操作できない「ながら運転」は禁止です。



罰則  
3か月以内の懲役  
又は5万円以下の罰金

無灯火運転!!  
夜間はライトをつけないと、大変危険です!!



罰則  
5万円以下の罰金

自転車の並進の禁止!!  
横に並んで走るとは、原則禁止!!



罰則  
2万円以下の罰金  
又は料料

悪質な運転者は自転車運転講習の受講義務が!!

3年以上に2回以上、危険な行為を繰り返した人が対象。

14歳から適用

自転車の取り締まりが強化され、3年以内に2回以上、危険行為14項目の違反を繰り返した人は、安全運転に関する講習の受講が義務付けられています。

罰則  
受講命令に応じない場合、5万円以下の罰金

危険行為14項目とは?

- ①信号無視
- ②通行禁止道路（場所）の通行
- ③歩行者用道路での旅行施設
- ④歩道通行や車道の右側通行等
- ⑤路側帯での歩行者の通行妨害
- ⑥道路幅員の立ち入り
- ⑦交差点優先車転換等
- ⑧右折時、直進車や左折車への通行妨害
- ⑨隣接交通安全進行施設設置等
- ⑩指定場所一時不停止
- ⑪歩道での歩行者妨害等
- ⑫制動装置不備の自転車の運転
- ⑬危険運転
- ⑭安全運転義務違反

保護者の皆様  
2019年10月1日から神奈川県で自転車保険の加入義務化!

保護者は、自転車を利用する子どもが対象となる自転車保険への加入が義務となります。子どもが起こした事故でも、高額な損害賠償責任が発生した事例があります。自転車を利用する家族全員で、自転車保険に加入しましょう。

ケガをさせた時も、自転車保険でひと安心!

| 相手への賠償は?      | 月々の保険料は?     | 申し込み方法は?        |
|---------------|--------------|-----------------|
| 1,000円から2万円以内 | ワンコイン程度から入り! | 代理店・WEB・ケータイから! |

## ストーリー（伝えたいこと）

- **交差点でも、原則通り「車道の左側端」を通行**するようにしてください。
- とくに間違いやすいのは、「右折」するときです。
- 自転車の右折方法は「2段階右折」が基本です。
- まず、直進して道路を渡り、向きを変えて、信号をみてもう一度横断します。
- 絶対にクルマと同じような、交差点の内側を通る右折をしないこと。
- 直進する車と衝突してしまう危険があります。

## 教える前に確認ください。

- ルールブックp9～p12にかけて、交差点の通行方法を書いてあります。
- 直進、右左折の方法など細かに書いてありますので、ご一読ください。



## 自転車は、クルマやバイクと同じ「車両」。 走る場所は「車道の左側端」!!



**注意 歩道通行は例外!**

- ①「普通自転車歩道通行可」の標識がついている区間  
歩道通行は、右の①から③の特別な場合のみ認められます。歩行者最優先で通行すること!
- ②13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者が運転する場合
- ③路上駐車、道路工事などで車道の左側端の通行が著しく危険な場合

【通行方法】歩道の中央より「車道より」をゆっくり通る（徐行）。

## なんとなく、こんな乗り方していませんか？ 全て道路交通法違反です!!



## 悪質な運転者は自転車運転講習の受講義務が!!

3年以内に2回以上、危険な行為を繰り返した人が対象。

自転車の取り締まりが強化され、3年以内に2回以上、危険行為14項目の違反を繰り返した人は、安全運転に関する講習の受講が義務付けられています。

受講命令に応じない場合、5万円以下の罰金

## 保護者の皆様 2019年10月1日から神奈川県で自転車保険の加入義務化!

保護者は、自転車を利用する子どもが対象となる自転車保険への加入が義務となります。子どもが起こした事故でも、高額な損害賠償責任が発生した事象があります。自転車を利用する家族全員で、自転車保険に加入しましょう。

ケガをさせた時も、自転車保険でひと安心!

|                |                 |                |
|----------------|-----------------|----------------|
| 相手への補償額は?      | 月々の金額は?         | 申し込み方法は?       |
| 1,000万円から2億円まで | ワンコインから5,000円まで | 代理店・WEB・ケータイから |

## ストーリー（伝えたいこと）

- 原則は車道の左側端ですが、特別に歩道を通行できる場合があります。
- 皆さんに関係することだと、1つは①の「歩道通行可」の標識がある場合。
- もう一つは、③の車道の左側端が工事で塞がれている等、無理に通ると危険な場合です。
- しかし、歩道を通行するときは**歩行者が最優先!**
- すぐに止まれる速度でゆっくりと通る**ことと、歩道の**真ん中から車道より**を通りましょう。

## 教える前に確認ください。

- ルールブックp7に、歩道の通り方が、イラスト付きで紹介してあります。



# 裏面：④安全運転の義務

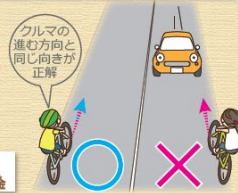
## 自転車は、クルマやバイクと同じ「車両」。

走る場所は「**車道の左側端**」!!

車道では、**自転車もクルマも、全て「左側通行」。**

車道の一番左側端を、クルマやバイクと同じ向きに通行します。

違反すると...  
3か月以内の懲役  
又は5万円以下の罰金



交差点でも、**原則通り「車道の左側端」を直進。**

右折のときは、一度直進して渡ってから、向きを変えてもう一度渡ります。

違反すると...  
3か月以内の懲役  
又は5万円以下の罰金



### 注意 歩道通行は例外!

歩道通行は、右の①から③の特別な場合のみ認められます。歩行者最優先で通行すること!



【通行方法】歩道の中央より「**車道より**」をゆっくり通る(徐行)。

## なんとなく、こんな乗り方していませんか? 全て**道路交通法違反**です!!

**歩道をすこいスピードで走る!!**  
原則は、車道の左側端を通行。歩道を通行して良い場合でも、常に「歩行者優先」!!

違反すると...  
3か月以内の懲役  
又は5万円以下の罰金



**ながら運転!!**  
自転車を適切に操作できない「ながら運転」は禁止です!

違反すると...  
3か月以内の懲役  
又は5万円以下の罰金



**無灯火運転!!**  
夜間はライトをつけないと、大変危険です!!

違反すると...  
5万円以下の罰金



**自転車の並進の禁止!!**  
横に並んで走るとは、原則禁止!!

違反すると...  
2万円以下の罰金  
又は料料



## 悪質な運転者は**自転車運転講習の受講義務**が!!

3年以上に2回以上、**危険な行為**を繰り返した人が対象。

自転車の取り締まりが強化され、3年以上に2回以上、危険行為14項目の違反を繰り返した人は、安全運転に関する講習の受講が義務付けられています。

違反すると...  
受講命令に応じない場合、5万円以下の罰金

危険行為14項目とは?

- ① 信号無視
- ② 通行禁止道路(場所)の通行
- ③ 歩行者用道路での通行
- ④ 歩道通行や車道の右側通行等
- ⑤ 路側帯での歩行者の通行妨害
- ⑥ 踏切部への立ち入り
- ⑦ 交差点優先車転進等
- ⑧ 右折時、直進車や左折車への通行妨害
- ⑨ 踏切交差点安全進行義務違反等
- ⑩ 指定場所一時不停止
- ⑪ 歩道での歩行者妨害等
- ⑫ 制動装置不備の自転車の運転
- ⑬ 危険な運転
- ⑭ 安全運転義務違反

## 保護者の皆様 2019年10月1日から**神奈川県で自転車保険の加入義務化!**

保護者は、自転車を利用する子どもが対象となる自転車保険への加入が義務となります。子どもが起こした事故でも、高額な損害賠償責任が発生した事例があります。自転車を利用する家族全員で、自転車保険に加入しましょう。

ケガをさせた時も、**自転車保険**でひと安心!

|                         |                       |                        |
|-------------------------|-----------------------|------------------------|
| 相手への賠償金? 1,000万円から2億円まで | 月々の保険料? ワンコイン程度から入会可能 | 申し込み方法? 代理店・WEB・ケータイから |
|-------------------------|-----------------------|------------------------|

## ストーリー (伝えたいこと)

- みなさん、自分の運転を振り返ってください。
- 歩行者をベルでどけたり、ライトをつけずに走ったりしていませんか?
- また、**大音量で音楽を聴きながら、スマホを見ながら、傘をさしながらなど、安全に運転できない状態**になっていたら、**道路交通法違反**となります。
- まちでもよく見かけますが、二人乗りしたり、**横に並んで走る**ことも違反です。
- 本来なら、自転車やクルマなどを運転する時は、**常に周りに気を配って、しっかりハンドルを握って乗るのが当たり前**。
- ながら運転などの危険な運転はやめましょう。

## 教える前に確認ください。

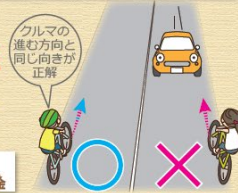
- ルールブックp13~p16は、主に**安全運転の義務**に関する項目です。
- 中学生の違反が多い項目ですので、確認ください。

## 自転車は、クルマやバイクと同じ「車両」。 走る場所は「車道の左側端」!!

車道では、  
自転車もクルマも、  
全て「左側通行」。

クルマの進む方向と同じ向きが正解  
車道の一帯左側端を、  
クルマやバイクと同じ  
向きに通行します。

違反すると...  
3か月以内の懲役  
又は5万円以下の罰金



交差点でも、  
原則通り「車道の  
左側端」を直進。

右折のときは、一度  
直進して戻ってから、  
向きを変えてもう一度  
戻ります。

違反すると...  
3か月以内の懲役  
又は5万円以下の罰金



### 注意 歩道通行は例外!

①「普通自転車歩道通行可」  
の標識がついている区間  
歩道通行は、右の①から  
③の特別な場合のみ認め  
られます。歩行者最優先  
で通行すること!



②13歳未満の子ども、70歳以上  
の高齢者が運転する場合



③路上駐車、道路工事などで車道  
の左側端の通行が著しく危険  
な場合



【通行方法】歩道の中央より「車道寄り」をゆっくり通る（徐行）。

## なんとなく、こんな乗り方していませんか？ 全て道路交通法違反です!!

歩道を  
すこいスピードで走る!!  
原則は、車道の左側端を通行。  
歩道を通行して良い場合でも、  
常に「歩行者優先」!!



ながら運転!!  
自転車を適切に操作できない  
「ながら運転」は禁止です。

違反すると...  
3か月以内の懲役  
又は5万円以下の罰金



無灯火運転!!  
夜間はライトをつけないと、  
大変危険です!!



自転車の並進の禁止!!  
横に並んで走るとは、原則禁止!!

違反すると...  
2万円以下の罰金  
又は料料



## 悪質な運転者は自転車運転講習の受講義務が!!

3年以上に  
2回以上、  
危険な行為を  
繰り返した人が対象。

自転車の取り締まりが強化され、  
3年以上に2回以上、危険行為  
14項目の違反を繰り返した人は、  
安全運転に関する講習の受講が  
義務付けられています。

受講命令に応じない場合、  
5万円以下の罰金

危険行為14項目とは?

- ①信号無視
- ②通行禁止道路（場所）の通行
- ③歩行者用道路での徐行
- ④歩道通行や車道の右側通行等
- ⑤路側帯での歩行者の通行妨害
- ⑥道路側面への立ち入り
- ⑦交差点優先車妨害等
- ⑧右折時、直進車や左折車への通行妨害
- ⑨横断歩道安全進行義務違反等
- ⑩指定場所一時不停止
- ⑪歩道での歩行者妨害等
- ⑫制動装置不備の自転車の運転
- ⑬無灯火運転
- ⑭安全運転義務違反

保護者の  
皆様  
2019年10月1日から  
神奈川県で自転車保険の  
加入義務化!

保護者は、自転車を利用する子どもが  
対象となる自転車保険への加入が義務  
となります。子どもが起こした事故で  
も、高額な損害賠償責任が発生した事  
例も少なくありません。ご家族の安全  
を、みんなで、自転車保険に加入しましょう。

ケガをさせた時も、自転車保険でひと安心!

|                     |                  |                     |
|---------------------|------------------|---------------------|
| 相手への補償額は?           | 月々の保険料は?         | 申し込み方法は?            |
| 1,000万円から<br>2億円まで! | ワンコインから<br>入会可能! | 代通書・WEB・<br>ケータイから! |

## ストーリー（伝えたいこと）

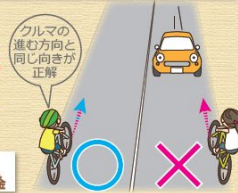
- 表面でも伝えたように、悪質な違反を繰り返した人は、「自転車運転者講習」を受けなければなりません。
- 3年以内に2回以上、危険な行為を繰り返し、検挙された人が対象になっています。
- 危険な行為とは、例えば信号無視、通行禁止の違反や、歩道での歩行者の妨害など、14項目が挙げられています。
- 受講費用は6,000円、受講時間3時間と、ルールを守らなかっただけで、時間もお金もとられてしまいます。
- さらに、受講命令に応じない場合、罰則が5万円以下の罰金となっています。
- 最後になりますが、万が一の事故に備えて、自転車保険に入っておくとよいでしょう。
- 自転車保険は、様々な種類や入り方があるので、保護者の方と一緒に、自転車保険のことを考えてみてください。

## 自転車は、クルマやバイクと同じ「車両」。 走る場所は「車道の左側端」!!

車道では、  
自転車もクルマも、  
全て「左側通行」。

車道の一帯左側端を、  
クルマやバイクと同じ  
向きに通行します。

違反すると...  
3か月以内の懲役  
又は5万円以下の罰金



交差点でも、  
原則通り「車道の  
左側端」を直進。

右折のときは、一度  
直進して戻ってから、  
向きを変えてもう一度  
戻ります。

違反すると...  
3か月以内の懲役  
又は5万円以下の罰金



### 注意 歩道通行は例外!

歩道通行は、右の①から  
③の特別な場合のみ認め  
られます。歩行者最優先  
で通行すること!



【通行方法】歩道の中央より「車道より」をゆっくり通る（徐行）。

## なんとなく、こんな乗り方していませんか？ 全て道路交通法違反です!!

歩道を  
すこいスピードで走る!!  
原則は、車道の左側端を通行。  
歩道を通行して良い場合でも、  
常に「歩行者優先」!!

違反すると...  
3か月以内の懲役  
又は5万円以下の罰金



ながら運転!!  
自転車を適切に操作できない  
「ながら運転」は禁止です。

違反すると...  
3か月以内の懲役  
又は5万円以下の罰金



無灯火運転!!  
夜間はライトをつけないと、  
大変危険です!!

違反すると...  
5万円以下の罰金



自転車の並進の禁止!!  
横に並んで走るとは、原則禁止!!

違反すると...  
2万円以下の罰金  
又は拘留



## 悪質な運転者は自転車運転講習の受講義務が!!

3年以内に  
2回以上、  
危険な行為を  
繰り返した人が対象。

自転車の取り締まりが強化され、  
3年以内に2回以上、危険行為  
14項目の違反を繰り返した人は、  
安全運転に関する講習の受講が  
義務付けられています。

違反すると...  
受講命令に応じない場合、  
5万円以下の罰金

### 危険行為14項目とは?

- ①信号無視
- ②通行禁止道路（場所）の通行
- ③歩行者用道路での徐行
- ④歩道通行や車道の右側通行等
- ⑤路側帯での歩行者の通行妨害
- ⑥通行人への立ち入り
- ⑦交差点優先車転換等
- ⑧右折時、直進車や左折車への通行妨害
- ⑨確保交差点安全進行義務違反等
- ⑩指定場所一時不停止
- ⑪歩道での歩行者妨害等
- ⑫制動装置不備の自転車の運転
- ⑬危険運転
- ⑭安全運転義務違反

## 保護者の皆様 2019年10月1日から 神奈川県で自転車保険の 加入義務化!

保護者は、自転車を利用する子どもが  
対象となる自転車保険への加入が義務  
となります。子どもが起こした事故で  
も、高額な損害賠償責任が発生した事  
例があります。自転車を利用する家族  
全員で、自転車保険に加入しましょう。

ケガをさせた時も、自転車保険でひと安心!

|                    |                 |                    |
|--------------------|-----------------|--------------------|
| 相手への賠償額は?          | 月々の金額は?         | 申し込み方法は?           |
| 1,000万円から<br>2億円まで | ワンコインから<br>入会可能 | 代通書・WEB・<br>ケータイから |

## ストーリー（伝えたいこと）

- 最後になりますが、神奈川県では2019年4月に「神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が策定されました。
- この安全条例に合わせて、2019年10月1日からは、自転車に乗る人は「自転車保険に加入する」ことが義務となりました。
- これを機に、万が一の事故に備えて、自転車保険に入りましょう。
- 自転車保険は、様々な種類や入り方があるので、保護者の方と一緒に、自転車保険のことを考えてみてください。